

水質について

市では水道水を安心してご使用いただけるよう、色・濁り・残留塩素(一定以上必要とする塩素濃度)について毎日1回、そのほか水道法で定められた項目については毎月1回(9項目)および年1回(50項目)の水質検査を行っています。

平成20年度の検査結果はすべて法律で定められた基準以下で安全性を確認していますので、安心してご利用ください。

おいしいね

この水未来に

いつまでも



6月1日～7日は「水道週間」です

水道メーターの交換

みなさんのご家庭に設置してある水道メーターは、計量法により8年で交換を必要とします。

今年度交換対象となるご家庭には「水道メーター交換のお知らせ」を配布後、幸手市指定給水装置工事事業者が交換作業を実施します。※交換に要する費用は全て市の負担です。

作業は新しいメーターと交換する簡単なものですので立会いは必要ありませんが、敷地内での作業となりますので、留守の場合はあらかじめご了承ください。

交換期間

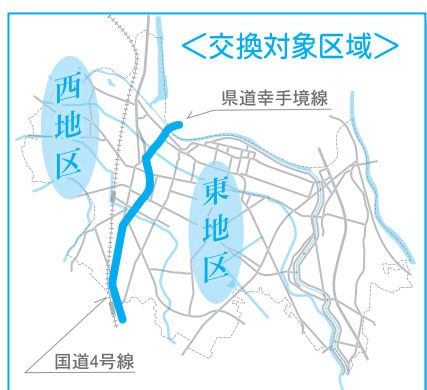
○西地区(国道4号線・県道幸手境線の西側)
7月上旬～中旬

○東地区(国道4号線・県道幸手境線の東側)
7月下旬～8月上旬

○市全域(口径25mm以上)
9月上旬～中旬

※お知らせを配布された対象者のみの交換となります。

※市内地区割りにについては下図参照。



市の水道管理課のほうから来ました。



ご注意ください

作業員については、必ず市発行の身分証明書(有印)を携帯しています。最近、市の水道管理課から委託を受けたように装い、各家庭を訪問している業者がいるようですので、必ず身分証明書を確認してから話を聞くなどしてください。

問合せ 水道管理課 ☎(48) 0050・FAX(48) 01220

市政概要説明会にご参加ください

日時	会場	対象地区
6月23日(火) 午後7時30分から	東公民館集会室	惣新田・上宇和田・下宇和田・西関宿・花島・中島・榎野地・下吉羽・細野
6月24日(水) 午後7時30分から	南公民館会議室	上高野・上高野1丁目・栄1～7番・南1～3丁目
6月25日(木) 午後7時30分から	幸手市役所 第二庁舎第1会議室	中1～4丁目・北1～3丁目・内国府間・東1～5丁目・東1(三ツ家)～5区・緑台1～2丁目
6月26日(金) 午後7時30分から	ウェルス幸手研修室	平須賀・平須賀1～2丁目・吉野・吉野1丁目・神扇・平野・中野・長間・戸島・見立団地・戸島1～2丁目・権現堂・上吉羽・神明内・木立・天神島・天神島1丁目
6月27日(土) 午後7時30分から	西公民館大会議室	千塚・千塚団地・円藤内・松石・高須賀・外国府間・大字幸手・西1～2丁目・香日向1～4丁目・中川崎・下川崎・中5丁目

圏央道インターチェンジ周辺開発事業や大学誘致など、重要事業の進捗状況や、市の財政状況など、現在の市政概要について、左表のとおり説明会を開催いたします。

対象 どなたでも自由に参加できます。また、お住まいの地区以外の会場での参加もできます。

※申込みは不要ですので、時間までに直接会場までお越しください。

問合せ 秘書室 ☎(43) 1111内線223

FAX(43) 7088

新型インフルエンザにご注意ください

新型インフルエンザが世界各地で発症しています。健康管理に留意し、国などからの情報に注意し冷静に行動しましょう。

▼新型インフルエンザ予防策

- ①せき、くしゃみが出る場合には、ティッシュ、ハンカチなどで鼻口を押さえるように心がけましょう。
- ②外出時はマスク、帰宅後のうがいや手洗いをしましょう。
- ③必要なとき以外は、人混みを避けましょう。
- ④十分な栄養と休養をとりましょう。
- ⑤室内を適切な温度や湿度に保ちましょう。

▼Q & A

Q 新型インフルエンザに感染した場合どのような症状がでますか。

A 通常のインフルエンザと同様に、発熱、倦怠感、食欲不振、せきなどで、鼻水やのどの痛みや吐気・嘔吐や下痢などの症状を伴うこともあります。

Q 海外からの帰国で発熱など症状がでた場合はどうすればよいのですか。

A 10日以内に発熱などの症状が出た場合、幸手保健所または埼玉県保健医療部まで電話でご相談ください。※日頃から十分な栄養・休養をとり、体力や抵抗力を高め感染しにくい状態を心がけましょう。

問合せ 幸手保健所 ☎(42) 1101 または埼玉県保健医療部疾病対策課 ☎048 (830) 3572 または健康増進課 ☎(42) 8421

エコライフDAY2009

エコライフDAYは省エネ・省資源など環境に配慮した生活を経験し、チェックシートを利用して実施日に削減できた二酸化炭素の量を確認することで、温暖化防止のためのライフスタイルを考えようというものです。「冷蔵庫の扉は、すぐ閉めた」「レジ袋を断った」などの省エネ・省資源の成果をチェックシートで確認します。

とき 7月5日(日)

対象 小学生～一般



参加・取組方法

- ①エコライフチェックシート(市役所および市内各公共施設で6月下旬から配布予定)を入手します。※対象によりチェックシートの内容が異なります。
 - ②7月5日(日)に、チェックシートに書かれた「エコライフ項目」に取り組みます。
 - ③取り組んだ結果をチェックシートに記録します。
 - ④チェックシートは市役所および市内各公共施設に設置してある回収箱へ入れます。
- ※小・中学校、高校は各学校単位で配布・回収します。
※個人で参加する場合は、市ホームページ(<http://www.city.satte.lg.jp/>)または埼玉県温暖化対策課ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BE00/ecolife/ecolifeDAY.html>)をご覧ください。

結果 広報紙やホームページなどでお知らせします。

問合せ 環境課 ☎(48) 0331・FAX(48) 2226

人権それは愛

―6月の花嫁―



この季節になると、「ジュイン・ブライド」という言葉を耳にします。これはヨーロッパの伝承で、この月に結婚する女性は幸せになれると言われているそうです。ところでみなさん「結婚」という大きな夢の背景には、いまだに結婚差別が存在することをご存知ですか？

▼結婚差別や偏見の具体例

- ①生まれた地域や家柄などで判断する。
- ②学歴で判断する。
- ③結婚相手やその家族の職業により判断する。
- ④結婚相手やその家族に傷病や障がいがあるなど、健康状態で判断する。
- ⑤国籍で判断する。など

日本国憲法

第二十四条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

このような偏見などから結婚に反対されることは少なくありません。確かに結婚は個人だけにとどまらず、家族や周りの人などに大きな影響を与えることも事実です。

しかし、結婚は個人に与えられた権利です。偏見や思い込みで反対するのではなく、お互いがお互いを尊重して自由に結婚ができる。そんな周辺環境を築いていくことが求められています。

6月の花嫁に限らず、結婚は家族や親戚、友人など、皆に祝福され、その後の生活は、二人で力を合わせて幸せな家庭を築いていきたいものです。